

ぐんま自治研ニュース

No.133

2017年12月11日発行

- 1 パネルディスカッション「ふるさと回帰運動とふるさと納税」に参加して
編集部 …… 01
- 2 第41回地方自治研究群馬県集会のレポート紹介 …… 04
 - ①目指せ！次世代の水道マン！ ～水道のスペシャリスト育成を目指して～
前橋市水道労組・山井孟志 …… 05
 - ②本でつなく人とまち 一まちライブラリーとビブリオバトルー
高崎市職労・高崎支部 荒木征二・陶山朝江 …… 07
 - ③まちステ（高崎まちなかステーキス） 一まちを歩いて高崎を再発見ー
高崎市職労・高崎支部 掛川和輝ほか …… 09
 - ④効果的な就労支援の提案 ～働くことに困難を抱える人と
働き手を必要としている人をつなぐために～
高崎市職労・政策研究チーム「ショコラ」 …… 11
- 3 群馬県議会報告 自治労群馬県本部特別中央執行委員
群馬県議会議員 黒沢 孝行 …… 13
- 4 前橋市議会報告 自治労群馬県本部特別中央執行委員
前橋市議会議員 三森 和也 …… 14
- 5 桐生市議会報告 自治労群馬県本部特別中央執行委員
桐生市議会議員 周藤 雅彦 …… 16
- 6 一般財団法人 群馬県地方自治研究センター入手資料 …… 18

パネルディスカッション
「ふるさと回帰運動とふるさと納税」に参加して

編集部

本稿は、2017年9月9日に東京で開催されました「第13回ふるさと回帰フェア」の前夜祭シンポジウムの第二部を要約・編集したものです。

主催の「ふるさと回帰支援センター」は、約15年前に「100万人のふるさと回帰運動」の提唱（現理事長は自治労本部出身）の中から、地方への移住を推進する運動に取り組んできました。地方移住が増えている中、ふるさと納税がどのような役割を果たすのかが議論されました。パネリストは、須永珠代さん（ふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」を企画・する㈱トラストバンク代表取締役）、竹中貢さん（北海道上士幌町長）、藻谷浩介さん（日本総合研究所調査部主席研究員）、コメンテーターは、山下祐介さん（首都大学東京准教授）、コーディネーターは、高橋公さん（認定NPO法人ふるさと回帰支援センター理事長）です。（文中敬称略、文責は編集部）

須永：ふるさと納税には賛否両論がある。メディアは発信力があるが、伝えられることは一部である。会社をつくり、いろいろな自治体の現場を見てきた。ふるさと納税で特産品をもらえるが、重要なことはお礼の品と使い道を選べること。会社をつくり、この制度を広めたきっかけは、税金の使い道を選べる制度、民意の反映と自治体の困っていること、こんな街をつくりたいということが反映できるためだ。

竹中：平成13年ごろから市町村合併の話があったが自立することになった。将来どんな町を目指すのか議論を重ね、将来のあり方を決めた。面積は東京23区より広

く、人口5,000人。少子高齢化の中でいかに生き延びていくのか。主な産業の農林業を発展させ、都市と農村の交流を積極的にはかり、人口の維持もしくは緩やかな減少、経済的にも衰退させないことが目標。その手段がふるさと納税。商店街の衰退はあるが、農業の取扱いは2倍、人口はここ2～3年は増加傾向で、北海道の自治体で4番目、町村ではトップ。

藻谷：田舎と都会は何が違うか。都会は人間が多いが、同じインフラがあるなら田舎のほうが良い。全国のいろいろな現場の良いところ、悪いところを紹介したい。ふるさと納税は良いとも悪いとも言えない、個別の判断である。

山下：ふるさと納税に批判的意見を書いたことがある。今のままでは金取り競争になりかねない。地方移住も人取り競争になりかねない。ゼロサムゲームに近い。今のふるさと納税の状況は良いとは言えない。竹中には、お金を集め、移住で人口も社会増、これで終わりではない。移住の効果と見通し、今後のビジョン、須永には、お金を集めるだけでなく民間企業でもっとサポートできることないか、藻谷には、今の流れの中で、どんなことに気を付け、どんなことを頑張れば、政府も納得するふるさと納税・地方移住のあり方が実現するのか、聞いてみたい。

竹中：出生率をみると大都市ほど低く、地方に行くほど高い。当町は1.7前後と決して高くはないがプラスになっている。地方創生の一丁目一番地は、出生率・人口増

だが、このままでいくとたいへんになる。また、地域経済がどう活性化するか、の 2 点だ。政府の、このままではいけないという気構えが感じられる。地方の衰退が日本全体の衰退になると受け止め、しっかりやりたい。そのためには財源が必要。若い夫婦にとっては仕事があるのか、子育て・教育の不安が大きい。義務教育を除いて、教育を独自の財源で行うのは難しい。ふるさと納税を利用し、大胆な施策を行った。経済的には多少我慢もあるが、結果、若い人がどんどん来るようになった。自然増は約 70 人。仕事が定着し、結婚すれば出生率の問題も徐々に結果が出るだろう。

高橋：なぜ地方は出生率が高いのだろうか。

竹中：人間本来の必然の営みがあるからだろう。東京は 24 時間輝いているが、地方では昼は仕事、夜は家へ帰るというサイクル。純農村では夜は仕事ができない、しかも作物はどんなに水を上げても、一定の時間と太陽が必要。時間と共に生きるのが地方だ。

須永：ふるさと納税をしようとは勧めなかった。町の目的があり、必要であれば活用したらどうかと言ってきた。便利だが、課題解決のツールとして活用しよう説いてきた。ふるさと納税の市場は、5 年間くらい前の 100 億円から 2,800 億円と伸びている。背景は、インターネットを通じて情報を集約できるとか、簡単に申し込めるとかもあるが、本当の理由はその地域をどうにかしたいと思って行動してきた地域の人や職員・首長の思いである。そうした中、少しずつだが成功事例が出てきた。この情報を発信することが重要。リアルでも事例紹介を行っている。

藻谷：「ふるさとチョイス」のサイトはよくできている。

須永：お礼の品だけで 13 万点ある。使い道が選べるもの 1 万件。自治体が自らメンテナンスし、1 週間くらいで十分の一が変更されている。ふるさと納税は、本来は、地域から都会へ出た人が都会へ納税するのを是正しよう、ということから始まった。都会からお金が流失することに懸念もあるが、民意の反映や自治体が独自の政策を打てる資金調達と考えると、いろいろな可能性を感じる。

高橋：使い方を指定できることが良い点。熊本地震のとき、ふるさと納税で寄付した事例がある。被災自治体に寄付したいが、現場は寄付を受けているところではない。ある自治体が代理で受け付けると申し出て、事務・問い合わせ作業を全部やった。これに追随した自治体もあった。

山下：災害を専門に研究している。何十兆円も使って復興は失敗している。お金を使えば成功するわけではない。かえってお金がないほうが慎ましくその範囲でやる。その政策がどんな効果になるかが大事になるのではないか。思考錯誤をしなければならないと思うが、正しい、正しくないをどうやって我々は見極めるのだろうか。人口が減ってはだめというが、小学校の統廃合を進める自治体がある。「人口は減るし、保育園も小学校も病院もなくなるかもしれない」と言って、人は来るのだろうか。その先に何ができるのか、何が問題かを知りたい。

高橋：まちづくりのビジョンだろう。ふるさと回帰運動も、こんな人に来てほしい、こんな町にしたい、こんな暮らし方が

できる、それぞれの個性ある暮らしができる」と提案する。それがなければお金を集めても仕方ない。学校が統廃合されることは、希望がない。そこに住んでいる人たちが「もうダメか」と思う。

竹中：ふるさと納税前にもNPOをつくり努力はしたが、売り上げは年間 300 万円くらい。人件費にも満たなかった。その中でふるさと納税が始まり、2 億 5,000 万円集まった。金をどうするか、ふるさと納税パブルで目的もなく使って崩壊してはダメだ。「ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金」という条例をつくり、独自の施策を行った。少子化対策が講じて安心して住める、若者も来る町になった。今後はアクティブシニアとの交流を進めるために基金条例をつくり、元気な町をつくっていききたい。また、子育ては町で生まれた子がずっと町にいるわけではなく、やがて町外へ出る。その時にしっかりした子どもに育てるとなれば寄付者も理解してもらえらるだろうという思いも背景にあった。小学校は少人数、認定保育園も外国語・外国人に触れあえるような講師の配置をしている。永く積み上げていけば、田舎であっても教育方針に賛同する人はきっと出てくる。

藻谷：札幌は大人 100 人に対して子ども 55 人、上士幌は 80 人。東京など首都圏は半分以下である。首都圏は良いというが、老後になったときに一人になってしまう。子どももいないし、地域社会もない。誰とも口を利かない。一人暮らしになったときに大丈夫かを考えないで子どもをつくらない社会をつくっているのではないか。

竹中：望ましいのは、地方に住宅を構え、都会で仕事をする。田舎でのびのびと子育てをするという生き方もある。団塊の世代

前後は東京が素晴らしいところだった。今はそれが幸せなことかを問う時代になった。田舎は医療、介護が大変だという。総合病院はないが、30 分くらいで第三次医療圏に行ける。ネットワークをしっかりとすれば心配ない。

藻谷：東京は、国勢調査では 35 万人増えている。他の県はほとんど減っている。しかし、主に 75 歳以上しか増えていない。救急車は来るが、何十件もたらいまわしのケースがたくさんある。よそから人が来ても、子どもを産んでないし、育てていない。田舎は高齢者が増えていない。

高橋：移住相談をしているが、7～8 年前は 50 歳以上が多かったが、今は 20～40 歳台が 7 割になっている。若者の多くが地方に向かい始めている。自分が東京に出てきた 50 年くらい前は東京に希望があったが、今はない。働こうと思っても不安定雇用であり、派遣・臨時が全体の 4 割。夢も希望もない。地方に行けば、土地もある、仕事もある、子育て環境も良い。悪いところは何かあるのか。移住というトレンドはまだまだ増える。

山下：地方いるのが不安だから都会に来るのだが、問題は人が東京に集まりすぎたことによってバランスが崩れた。農業、建設、清掃、タクシーなどないと困る仕事につかなくなった。農業は安泰であるが、そうは見えなくなっているし、そういう教育をしてきたことが原因か。適正なところに適正な仕事、適正な規模の人口が地域的にも仕事も張り付いていない。これを解消する一つが移住。地方に行ったら楽になるのではなく、自分の居たいところにいることが大切。適正な形で人を動かし、金を動かしていこうという流れをキチンと作ればよいのではないか。構想日本の提案する

「ふるさと住民票」を紹介する。都会にいて、住んでいなくてもその土地の住民になれる、移住しなくても地域と係われるし、最後には移住に繋がるかもしれない。

高橋：ふるさと納税のポイントは、どう活用するかが大事。その財源を基にどのような行政を行うのかに尽きる。

山下：ふるさと納税は、政府が制度をつ

くり、方針を立てたのであり、しっかりと続けてもらわないと困る。私たちは継続を訴え続けたいといけない。うまくいった事例を検証し、専門家も係わり、「これならいける」というものを3年ぐらいで提示すること。ふるさと回帰運動とふるさと納税の関係をしっかり考えようという趣旨がこのパネルディスカッションにあったと思う。

第 41 回地方自治研究群馬県集会のレポート紹介

集会は、7月8日に、当センターと自治労群馬県本部の共催により開催しました。前号で、発表した自治研レポート8本のうち4本を紹介しました。今号では、後半に発表した4本のレポートを紹介します。

★発表した自治研レポート

- ① 目指せ！次世代の水道マン！ ～水道のスペシャリスト育成を目指して～
前橋市職労 / 山井孟志・風間健二
- ② 本でつなぐ人とまち ～まちライブラリーとビブリオバトル～
高崎市職労 / 福 book 堂研究会
- ③ まちステ(高崎まちなかステークス) ～まちを歩いて高崎を再発見～
高崎市職労 / チーム「だるマルシェ」
- ④ 効果的な就労支援の提案 ～働くことに困難を抱える人と働き手を必要としている人をつなぐために～

高崎市職労 / ショコラ

(3) 労働運動から計画策定へ

水道局における技能労働者の職歴は、配管工事・漏水修繕現場における現場監督や配管業者への技術的助言が中心であり、長い経験の中で習得した知識や技術を必要とするものである。この水道局にとって財産とも言うべき知識や技術を有する技能労働者が退職不補充等によって減少し、その技術が継承される職員もいないことに加え、給水を受けるお客様へのサービス水準の低下、水道業者の技術力低下が懸念される事態となった。前橋市水道局職員労働組合(以下、「組合」という。)では、当局との団体交渉や就業・公衆第一関心において基本組織も含めた闘争展開、協力職員の市議会活動の中で技能労働者の早期退職問題等を踏まえてきたが、現在のところ再期の回答は得られていない。

これまででは技能労働者の職歴を確保し、現業・非現業で職務の仕分けをしてきたが、10年以上長く技能労働者不補充方針によって人材が枯渇してきたこと、「安心」「安全」な水道の安定した事業継続を確保し、技能労働者の業務を担う職員(スペシャリスト)の育成を図る「水道局職員技術継承計画」の策定に向けた行動を取り組むこととなった。その中で、組合側からも目指すべき今後の方向性や計画の内容を提案した。

2. 計画策定

(1) 現状から見える課題

- ① 技能労働者の高齢化

技能労働者は市長部局等との人事交流(人事異動)もあるが、市全体で退職者不補充としているため、平均年齢が50歳を超え高齢化を続けている。
- ② 人員の減少

本市の技能労働者は、定年退職後に補充されれば現行制度で3年の再任用(週34時間の短時間勤務)、2年の嘱託職員(非正規採用)の週30時間勤務)として65歳まで勤務できる状況にある。しかし、前述のとおり退職者不補充方針から市長部局等からの補充も見込まず、減少傾向には歯止めが無い。

これまでに、非現業職員に比べ人事異動が少ない現業職員に期待されてきた水道事業に係る現場の知識や技術が、もうすぐ失われてしまうことになる。一時的なスペシャリストが確保される危険

(2) 必要なスキル

技能労働者の主な業務と有する技術及び知識を表3にまとめました。

表3. 技能労働者の主な業務と有する技術及び知識

| 技能労働者の主な業務 | 技能労働者が有する技術及び知識 |
|----------------------------------|--|
| 水道工事における現場監督業務、施工業者への技術的指導 | ・ 漏水修繕工事に適切な工法や必要な配管材料の指示ができる技術 |
| 水道工事等に伴うバルブ(仕切弁)の風作による漏水、止水、流路変更 | ・ 緊急の断水作業時に適切なバルブ操作ができる技術 |
| 給水設備工事の設計・監理、監修、完成検査業務 | ・ 工務現場の状況(水圧、水圧・荷重等)を理解し判断できる現場対応力 |
| 漏水調査業務 | ・ 漏水等の切迫作業の判断時に想定されるリスクを理解したうえで操作できる技術 |
| 漏水修繕工事の監修業務 | ・ 管継ぎを使用し適切な漏水管を確保、漏水を発生させる技術 |
| 給水主管折損事故の対応及び監視業務 | ・ 管継ぎの構造・材質等を理解し、適切な設計書を作成できる技術 |
| 給水主管割断し、明水・止水等の対応及び各種調査 | ・ 給水装置の構造・材質等を理解し、適切な設計書を作成できる技術 |
| 漏水、出水不良等の状況対応及び各種調査 | ・ 漏水や断水等の際に適切な市民周知・広報ができる技術 |
| 各種機器の取り扱い(水圧・流量測定、漏水相関装置等) | ・ 市民対応力 |
| | ・ 緊急時に応急処置ができる技術 |

(3) 技術継承の手法

前述のとおり、これまで本市水道事業が行ってきた技術や知識は技能労働者と共に失われつつある状況であり、このことは給水を受けるお客様へのサービス水準の低下に直結する問題である。このため、可及的速やかに技術継承の手法を確立するため計画(研修)を策定することとなった。

① 局内研修の充実

技術の継承にあたり熟練した技術や知識を有する職員を講師とした局内研修を実施することが、最も効果的且つ経済的である。このため、職員による研修を中心に計画する。また、最新の技術等も習得するため、企業や関係団体の就業・研究活動を含めた外部講師を招き派遣する研修も取り入れることとした。

安全・安心な水道水を継続的に供給するには、日常の維持管理が重要で、しかし、団塊の世代の大量退職により経験豊富で、熟練した技術を持つ職員が減少し、更に行政改革による職員の削減や技能労働者の退職不補充により、日常の維持管理を担うための技術の継承が困難となっています。このような状況の中、前橋市水道局では技術の継承や業務の承接を担う人材の育成を目指して「水道局職員技術継承計画」を2016年4月に策定し、体系的な研修体制の構築、充実を図っています。

目指せ！次世代の水道マン！
～水道のスペシャリスト育成を目指して～

群馬県本部/前橋市水道局職員労働組合・水道監視課 山井 浩志

1. 経緯

(1) 前橋市水道事業の概要

- ① 前橋市

前橋市は明治25年4月1日に市制施行し、当時7.71km²だった市域が隣接町村の編入により現在では311.59km²になっています。群馬県の県庁所在地であり、平成21年に県内初の中核市、平成24年には市政施行120周年を迎え、人口は338,127人(2017年3月末現在)の都市となっています。
- ② 前橋市水道事業

前橋市の水道事業は昭和2年に起工され、昭和4年に給水が開始。現在は第七次拡張事業を完了しています。2017年3月末現在の給水人口は234,739名、給水人口は337,722人(普及率99.9%)となっています。

(2) 前橋市水道局職員の現状

- ① 水道局職員数の推移

前橋市水道局は総務部門1課、水道部門2課、下水道部門2課で構成され、職員数の推移は表1のとおり。

表1 前橋市水道局職員数(下段は水道部門)

| 職 種 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 |
|----------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 正規(事務・技術) | 113 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 110 |
| 正規(技能労働) | 42 | 42 | 43 | 43 | 43 | 43 | 43 | 43 | 43 | 43 |
| 再任用(事務・技術) | 23 | 21 | 17 | 17 | 18 | 18 | 18 | 18 | 17 | 17 |
| 再任用(技能労働) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 再任用(技能労働) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 非正規(事務補助) | 9 | 9 | 9 | 9 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 非正規(技能労働) | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 非正規(技能労働) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 合 計 | 147 | 145 | 145 | 145 | 146 | 146 | 146 | 146 | 146 | 146 |
| ※再任用職員：週31時間勤務、非正規：週30時間勤務 | 67 | 66 | 67 | 67 | 67 | 67 | 67 | 67 | 67 | 66 |

② 水道局技能労働者数の推移

技能労働者は局長の本採用(補充)方針の下減少し続けている。その推移は表2のとおり。

表2 水道局技能労働者数の推移

| 職 種 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 正規 | 33 | 21 | 17 | 18 | 17 | 17 | 16 | 15 | 15 | 15 |
| 再任用 | 0 | 0 | 4 | 4 | 5 | 3 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 非正規 | 2 | 4 | 4 | 2 | 2 | 5 | 5 | 2 | 2 | 2 |
| 合 計 | 35 | 25 | 25 | 24 | 24 | 25 | 23 | 20 | 19 | 18 |

(3) 計画(研修)に係る組合の取り組み

- ① 資料作成の補助

研修に使用する資料には、実際に業務を行っている職員でなければ分からない内容も多く含まれるため、その作成の際には組合員も協力した。例えば、システム操作研修においては、当局側に該当システムの操作経験が無いことから、当向からの依頼により資料作成を一から担当した。
- ② 研修の継続・改善の要求

この研修は、一応受講したからそれで終わりということではなく、継続していくことが重要である。また、まだ行われていない内容の研修や検証・改善も必要である。これらのことは、研修の形骸化を防止、職員の質の向上を図るうえでも重要と考えられ、給水を受ける市民へのサービス水準の維持・向上を図る観点から当向交渉の場でも要求している。

4. 今後の展望

- (1) 水道職場における実施効果

向を重なるにつれ、研修の存在を知り、日々の業務を調整して研修に参加する職員が増えている。しかし、一部では参加する職員が固定化してしまったりもあって、習得までのスピードも念め徐々に効果が出ていないと考えられる。そして、この研修がなぜ始まったのかを一人ひとり考えるきっかけとなり、技術継承の問題を水道局全体の認識として捉えることができるようになったことは最大の効果だったと言える。
- (2) PDCAサイクルマネジメントの機能強化

Plan (研修の実施) ⇒ Do (研修の実績) ⇒ Check (アンケート等による検証) ⇒ Action (研修内容の見直し) のサイクルマネジメントにより機能強化を行う。Plan, Doについては2, 3で記載したが、Check, Actionについては以下のとおりとした。

 - ① Check (アンケート等) による検証
 - ・研修アンケートのとりまとめによる意見集約と課題の抽出
 - ・市長前向きから水道局に実施してきた職員とのヒアリング
 - ・受講者が求めている知識など研修内容のニーズの把握
 - ② Action (研修内容の見直し)
 - ・2017年度の技術継承に係る研修への反映
 - ・熟練職員による巡回研修の実施
 - ・基礎職、上級職などの習熟度に応じた研修の実施
 - ・同じ研修の複数回開催(1回だと変務組合により参加できない場合があったため)
 - ・技術継承ハンドブック(技術継承研修資料、現業員引き継ぎ資料、関係条例等の抜粋)の作成
 - ・消防士水道局と連携した研修実施の検討
- (3) 持続可能な水道事業を目的として

印刷の世代の非正規職により、基礎職で熟練した技術を担う職員が減少し、現業職員の退職や不補充方針によりその技術の継承が困難になってきている現状がある。このような状況下においても、「安全」「安心」な水道を必要とする社会的責任から、自らの職務管理が最も重要であり、これらで培われてきた技術を継承する重要性は更に高まると考えられる。その中で水道事業に携わる職員は専門的知識や技術の習得を図り、自身の質向上を図ることこそが、持続可能な水道事業を支える組織づくりに不可欠であり、その質向上を図る内組みとして技術継承計画は有効であると考えられる。このことは、給水を受ける市民へのサービス水準の維持・向上につながるものである。

一方でこの技術継承計画は、技能劣化職員数が年々減少する中で、一般職員がこれまで技能劣化職員が担ってきた業務を学ぶことで、技術継承の受け皿になるという考え方が強い。このことは、これまでの技能劣化職員の職歴や現業・非正規職の職歴が分けて分けが保たれる危険があり、水道事業開始から今まで現場の第一線で活躍してきた技能劣化職員の必要性が低下するようなら事態は選ばなければならぬ。さらには一般職員は技能劣化職員に比べ現業までの期間が5年程度と短く、スペシャリストに成り得る期間が短縮されていく必要がある。可能な水道事業を講ずるためには、技術継承計画に基づき研修を継続して取り組むだけでなく、真にスペシャリストと成り得る技能劣化職員の早期採用再開も併せて追求していく必要がある。

- ② 局外研修への積極的な参加

必要に応じて日本水道協会等が主催する外部研修に参加する。
- ③ 階層別研修の実施

経年累年により技術や知識が異なるため、階層別の研修を実施する。次に階層別研修内容の例を示す

| | |
|----|------------------------|
| 階層 | 研修内容の例 |
| 初級 | 基礎研修、応急給水研修、システム操作研修など |
| 中級 | 給水調査研修、配管管理研修など |
| 上級 | 配管管理研修、漏水管理研修など |
- ④ カフェテリアプランの導入

不定定分野の習得を図り、効率的に研修効果を進めるため、カフェテリアプラン(自由選択制)を導入する。
- ⑤ 研修内容のチェック・改善

研修が形骸化しないよう常にチェックするため、PDCAサイクルの構築を図る。

技術継承者は、水道局職員の技術継承や業務の中心を担う人材を育成するための研修を体系的に整理し、さらに研修後のアンケートを検証の場としてPDCAサイクルマネジメントを取り入れることで、継続的に発展可能な計画となった。

3. 計画の実施

(1) 計画(研修)の実施概要

- ① 2016年度の実施概要

2016年度は計画年度として、局内研修13講座、局外研修4講座を計画・実施し、延べ321人が受講した。

表5. 2016年度の計画実施概要

| No | 研修名 | 主催 | 開催日 | 開催場所 | 受講者数 |
|----|----------------|-----|----------------------|--------------|------|
| 1 | 水道局新卒等研修 | 局内 | 2016. 5. 17 | 前橋市水道局 | 19人 |
| 2 | 漏水防止講座 | 日本協 | 2016. 6. 8~6. 10 | 東區赤木水道局 | 1人 |
| 3 | 給水調査及び修繕(実務)研修 | 日本協 | 2016. 6. 29~6. 30 | 船橋市水道局 | 1人 |
| 4 | 応急給水研修 I | 局内 | 2016. 7. 1 | 前橋市水道局 | 40人 |
| 5 | 安機研修 I | 日本協 | 2016. 7. 21 | 日本協川口研修所 | 10人 |
| 6 | 配管管理講習会 | 局内 | 2016. 8. 23 | 前橋市水道局 | 39人 |
| 7 | 応急給水研修 II | 局内 | 2016. 8. 24 | 前橋市水道局 | 35人 |
| 8 | 技術職員研修 | 局内 | 2016. 9. 8 | 前橋市水道局 | 19人 |
| 9 | システム操作研修 | 局内 | 2016. 11. 18, 11. 22 | 市内野神緑地 | 25人 |
| 10 | 基礎職研修 II (基礎) | 局内 | 2016. 11. 23 | 前橋市水道局 | 19人 |
| 11 | 給水調査研修 (基礎) | 局内 | 2016. 12. 13 | 高崎市正親町研修施設 | 29人 |
| 12 | 漏水調査研修 (実務) | 局内 | 2017. 1. 17 | 市内上町倉庫内研修場 | 35人 |
| 13 | 配管管理研修 (基礎) | 局内 | 2017. 2. 6 | 船橋市水道局 | 22人 |
| 14 | 配管管理研修 (実務) | 局内 | 2017. 2. 24 | 市内朝倉工業団地 | 25人 |
| 15 | 給水調査研修 (実務) | 局内 | 2017. 2. 24 | 市内朝倉工業団地 | 25人 |
| 16 | 漏水調査研修 | 局内 | 2017. 3. 15 | ツツミ研修施設(新藤沼) | 2人 |
| 17 | 漏水調査研修 | 局内 | 2017. 3. 15 | ツツミ研修施設(新藤沼) | 2人 |

※8の技術職員研修は日本水道協会群馬支部主催の研修

(2) 受講者アンケートの結果

- ① 受講者の感想

各研修の最後には実施している受講者アンケートの結果では、「研修が有意義であった」や「研修時間が適当であった」、「研修資料が分かりやすい」などの意見が回答の大半を占めており、これら研修が参加者にとって理解しやすいものであったと認められていることが窺える。
- ② 受講者からの要望・提言

基礎的な研修実施を望む声や、研修内容の充実など要望や提言が複数より出され、この研修が自己研鑽の場として受け入れられ、向うき本姿勢には変態に於けるモチベーション向上が見られる。

ことをもっと理解したい、と思うからです。本は、お互いをよく知るための一つのツールとなるのです。



③ 本棚をのぞいてみたい
好きな人の本が読みたい、が少しエスカレートすると、こうなります。このコンセプトで始めた活動が、まちライブラリーの『福book堂』です。市内で営業する一軒のカフェにご協力をいただき、店内の本棚の一部をお借りしています。この本棚に、有害の方に持たせていただいた本を献置したものが福book堂です。

ルール（本を置く）

- ・（現状は）お隣をしいた人に置いてもらう
- ・（現状は）一人3冊
- ・本はグラシン紙で保護
- ・ポケットと感應カードを設置 ※本の持ち主がこの本への思いを書く

ルール（本を読む）

- ・基本的にはカフェ内での読書専用
- ・借りた場合はお店スタッフさんに一声かける
- ・感應カードに書き込む ※本の持ち主に伝えたい感想を書き込む

※1：福book堂 第1回ライナップ

- 01 かなしーおもちや
- 02 寝床 '96-98
- 03 おちくぼ殿
- 04 邪々遊戯本
- 05 嵐はすこしい
- 06 サウスポイント
- 07 東京マーブルチョコレート
- 08 おひとり様物語1
- 09 おひとり様物語2
- 10 O.ヘンリ短編集
- 11 女のピクニック
- 12 美しく
- 13 イルカの歌
- 14 すばらしい世界
- 15 ちくはくな身体
- 16 深夜特急 '97
- 17 深夜特急 '96-98
- 18 即興の雨、太陽の西
- 19 ここは強道強道に来て
- 20 トリツカレ男
- 21 共依存
- 22 ロマンズ
- 23 セカンドラブ
- 24 冷静と情熱のあいだ
- 25 プラットフォーム
- 26 エンキョリレンアイ
- 27 竹取物語
- 28 やわらかなレタス
- 29 思いわずらうことなしく生きよ

半年をメドに本の入れ替えを行っており、持ちよっていただいた本は、持ち主の元へ戻ります。その際には、カフェを利用して本を手に戻った方からの、感想を書き込まれた感應カードも一緒です。2017年1月の入れ替えで、第3回となりました。

④ 好きな本を好きな人に

世の中はデジタルライフレックです。本好きなら、本好きなら、こうなら、この思いを叶える活

概要：本が好きな人は多くいますが、本を紹介して人やまちとつながる機会はないものが多いです。本の力を信じて実践しているまちライブラリー『福book堂』とピパリオバトル『たかきさきBIBLIOミーティング』の活動のご紹介とともに、いわゆる「まちづくり」と組合活動についての共通点についても考えます。

本でつなぐ人とまち
——まちライブラリーとピパリオバトル——
群馬県本部／高崎市職員労働組合・高崎支部 荒木征二・神山朝江

1.はじめに

① 自治研とは何か？

そんな問いから、本レポートの構想を始めました。職員労働組合の組織が、なぜ自治研突進を主催するのかわからず、自治研の本ホームページから自治研のホームページへ上り、平引きや過去のレポートをサーフィンしました。その結果気づいたこと。それは、いわゆる「まちづくり」の取り組みは、職員労働組合の組合員が実践していれば自治研活動となり得る、ということです。なぜなら、まちのみなさんが幸せに暮らすことと、職員労働組合が職員のように毎日を目指して活動することは、表裏一体で切っても切れない関係にあるからです。

本レポートでは、自治研活動をしていいたとは露知らず、ただ「この場所があったら良かった」と思ってもらえるような時間を目標として実践を試みた、本にまつわる活動についてご紹介いたします。

2.本と人とまちの活動

① 本が好きな人

実は、周りにもたくさんいるはずですが、本、とひとくくりに書いても、新書も小説も雑誌も漫画もありますが、多くの人が「本は一人で楽しむもの」と認識を持っているようです。だから、周囲の人に「この本、とっても面白かったんです」なんて、思いっきり話ができるような機会って、本が好きな人でもなかなか持つことができませぬ。ということは、誰かのオススメの本を知る機会も、あまりないということですよ。

② 好きな人の本

読みたい本はたくさんあるんですけど、自分では絶対に読ばないような本があったとしても、好きな人、興味する人、一緒にいると楽しい人、嬉しい言葉を与えてくれる人が読んでくれる本には、なんだか興味が出て、読んでみたいと思ったりしますよね。それは、本を通して、相手の

本を紹介したコミュニケーションを、もう少し大きく、もう少し大々しく、まちを対象に取り組みたいと考えるのと、図書館をハブとした活動へと発展します。図書館が持つ要素は多面的であり、活かす方を考えれば無限なくアイデアが出てきそうですが、今回は本や図書館のコミュニケーションをメインとして活かし方を考えました。2016年4月から、市の政策研究という制度を利用して、シンブルに本好きな職員と、図書館のプロである司書と、本も図書館もあまり興味はないけどまちづくりには興味がある、という職員とでタッグを組んで、『福BOOK研究家』として図書館の活用について話し合いを重ねました。

② 好きな人と語るまちの未来

福BOOK研究家としての10か月間の活動の中で、「本と図書館について考えるワークショップ」を実施しました。異なる立場の人たちが、本や図書館への思いを共有します。ドキュメントを一緒に読んで、地域の資料を積極的に集めて欲しい。など様々な意見が出ましたが、やっぱり「本と人がつながれば、そこにはかけがえのない価値が生まれる」という部分に共感したように感じます。本を介して次の本につなげたり、本を介してまちの人につなげたり。そして、本と人で作られるその場所は、安心したり、好奇心をくすぐられたり、家庭とも職場とも違うサードプレイスとなるのです。まちに住む人が幸せであれば、職員の仕事も組合活動も違う色合いになるはず。間接的ではありませんが、因果応報。パタフリライフェクト。そんなことを信じて、福BOOKやたかさきBIBLIOミーティングのその先の活動を考えました。

③ サードプレイスの次の一歩

幸いにも高崎市には、築6年の大きく新しく見栄えの良い中央図書館があります。昨今の図書館ブームも手伝って、サードプレイスの次の一歩は、図書館でのイベント開催とまじりました。普段から利用している人には図書館は身近ですが、縁のない人には敷居が高く遠い存在、ということがワークショップを通してわかっています。そこで、図書館でのイベント開催を当面の目標としました。ビブリオバトルを図書館で実施したり、市長・副市長・部長たちのおすすすめ本が並び福BOOK堂があっても、面白いです。図書館に足を運んでいただき、まちに暮らす人にとっても、図書館にとっても、前向きな変化の一歩となればと思います。

4. 最後に

本がある場所には、不思議と人が集まります。福BOOKやたかさきBIBLIOミーティングの活動を通して、私自身も「この場所があって良かった」と思う瞬間が何度もありました。この思いは、地域への愛着につながります。好きな地域で、より大きな幸せを目指して活動すること。まさに、組合の真理ではないでしょうか。

一つだけ、目標でいることがありません。それは、上記活動の運営も参加も、継続感です。人がいないということ。私達が欲しいものは私達で作ります。この喜びは、組合活動の根幹に運轉と受け継がれる、当たり前な忘れられぬ大切なたくましさ、繋ぎをさせてくれるのです。

動が、ビブリオバトルです。ビブリオバトル自体は、全国的に実施されている書籍合戦の方式で、高崎のまちなか有志のメンバーの運営で始めたのが『たかさきBIBLIOミーティング』です。ビブリオバトルは、オススメの一本を5分の持ち時間で、どんな魅力がある本なのかとプレゼンテーションします。参観者すべてのプレゼンが終わったら、「いずれの本が一番読みたかったか」という時点で全員が投票を行い、チャンプ本を決定します。たかさきBIBLIOミーティングの活動は、2017年5月の開催で、計21回となりました。下の表は、これまでのチャンプ本『福BOOK』の一覧です。

表2: 福BOOK一覧

| | | | |
|------------|------------------|------------|--------------------|
| 2014.1.25 | 世界が完全に思考停止する前に | 2015.11.23 | 映画『雲の葉の底』 |
| 2014.3.15 | 世界を変えた100日 | 2016.1.19 | 読書文明論 |
| 2014.5.24 | 七ツの星の靴 | 2016.3.6 | 七ツの星 |
| 2014.7.19 | 鏡の法則 | 2016.5.28 | 泳ぐのに、安全でも適切でもありません |
| 2014.9.25 | オズ・オプ・ワンダー | 2016.7.24 | 友情 |
| 2014.11.24 | かぜのどんわ | 2016.9.25 | 猫を抱いて象と泳ぐ |
| 2015.1.20 | 花酔い | 2016.11.23 | 仮面ライダー平成vol.12 |
| 2015.3.25 | 男の福み物機本治の手トリ足トリ | 2017.1.29 | 太陽の旗 |
| 2015.5.23 | ムーミン谷の囃風 | 2017.3.29 | わたしはコンシェルジュ |
| 2015.7.20 | バイドロス | 2017.5.18 | 路 |
| 2015.9.19 | 身体知・カラダをちゃんと使おうと | | |

ご覧のとおり、福BOOKのラインナップは多岐に渡ります。写真集も、実用書も、小説も、絵本だってあります。この福BOOKの後ろには、福BOOKにはなれなかったけれど、それぞれの紹介者の思いを乗せた10冊の数の本達が広がっています。福BOOKの栄冠を獲得するには、本の面白さはさることながら、やはり、プレゼンの技術、更には紹介者の人柄も大いに影響を及ぼします。ここに、本の紹介だけに終わらない、ビブリオバトルの面白さがあります。

④ 本と、やっぱり人

福BOOK堂の設置・入替え作業も、たかさきBIBLIOミーティングの活動も、市役所の職員だけで行うことはありません。参加人数が10人いたら、市役所の職員は2~3人ぐらいで、その他は高崎のまちなか有志の方です。密に人数配分をされているわけではなく、自然とこういふことになっています。こういふイベントを通して住民の方と接することができることは、本が好きとか、素敵な本に出会いたいとか、そういう目的の二次効果です。あるいは、こつちが目的で、素敵な本に出会うことが二次効果、なのかもしれません。このとき、本は本ツールであり、まちライブラリーやビブリオバトルは、地域の住民と市の職員が出会い、コミュニケーションをはかるための手段となります。

3. 図書館と人とまちの活動


① 好きな人が住むまちを素敵な場所に

た。参加者にはスクリーン前に地図と写真付きのヒント集を渡し、事務局はゴールをしてから写真のチェックと採点をを行いました。

② 反省点

大きな反省点は「問題作家」でした。用意した88箇所のうち候補チームは47箇所、8チーム合計で278箇所の写真をゴール後に採点したため、参加者の皆さんを大変お待たせすると共に、作業の遅りからミスも生じていました。また参加者アンケートから「場所を知っている人には簡単すぎる」とは新しい苦痛（知っている人が圧倒的に有利）。「より多くのスポットを探そうとばかりに集中してしまい、高峰のまちをじっくりと見ることができない。」という課題も書き添りになりました。

■ヒントの例



高崎の空回りの駅口はまよとまの距離が短く、まよを早く

■ゲームの流れ

- ① ヒントの発見と同じ場所を探す
- ② 写真を取る
- ③ ①～②を繰り返し
- ④ ③～④を繰り返す
- ⑤ 繰り返しの時間までにはゴール
- ⑥ 採った写真をスタッフが確認しながら採点

(2) まちステ2 (平成27年11月3日開催・参加者36名)

① ヒントの出し方と採点方法を改善

「高崎を可発見」というイベントの目的を達成するために、ヒントの出し方を大きく変えました。写真ではなく、そのスポットを説明する文章をヒントとすることで、じっくりと考えてまちを味わってもらおうことが狙いです。採点方法に関しては、写真を採ってその場で選んでもらうという方法を考えました。利用したのはFacebookのメッセージ機能です。

② 反省点

ヒント集に撮影するスポットを記載していたことから、やはり知っている方が圧倒的に有利であり、スピード勝負である点に賛同がありませんでした。採点のシステムに関しては前回ほど時間がかからなかったものの、用意したスポットが100箇所、候補チームからは47箇所の写真が送られてきたため処理に追いつけませんでした。

■ヒントの例

No.17 高峰城の戦跡を撮影せよ
もとは高崎城丸の北西、夜更（いぬい）の方向にあつた標。明治維新後に払い下げとなり、近郊の農家で納屋として使用されていた。

■ゲームの流れ

- ① ヒントが送るスポットを探す
- ② 写真を取る
- ③ メッセージ機能で送信（スタッフが採点）
- ④ ①～③を繰り返し
- ⑤ 繰り返しの時間までにはゴール

(3) まちステ3 (平成28年6月5日開催・参加者39名)

① ゲーム性を高めてスピード勝負から脱却

スピード勝負ではなく、まちをじっくりと歩きたいという思いから、よりゲーム性を高めようと考えました。大会当日に発表する「お題」をクリアしながらスポットを探します。お題はスポットに隠された「文字」を集めるというものでした。例えば【高崎市役所】には【た】の文字が、【中村染工場】には【か】の文字が隠れています。それらのスポットを巡って「た・か・き・ま・ち・な・か・す・て・く・ず」の12文字を集めます。

また、まちステ？はFacebookを利用していい方法、イベントに使うことに抵抗がある方にはご参加いただけないシステムであったため、多くの方が利用できるメールを利用して写真を送っていただきました。

② 反省点

巡ってまちステ3を「高崎研+おまち (任意)」にしたため、問題文を読んでもじっくりと考える時間ができず、「まちを歩いて高崎を再発見」という当初の目的に届くことができませんでした。また、スピード勝負でなかったことにより誰にでも優勝の可能性があるため、参加者のモチベーションも上がったようです。採点に関してはマルシェのOnlineアカウントを作成し、それぞれにメールを送っていただきましたが、メールが送信者側にフォールドがけされなかったため、どの写真をチェックしたのかわからなくなり、写真の取扱いはったものの採点が非常に困難でした。

概要：「中心市街地の活性化」は多くの地方自治体が直面する問題のひとつであり、高崎市も例外ではありません。まちには魅力がなくなってしまうのか？ 決してそんなことはありませぬ。まちを歩けば、まちの魅力が発見できるはず。本報では、有志の職員が集まる「まちマルシェ」がまちの魅力を発見し、まちを好きになってもらうために企画した企画「まちステ」の実施報告と、その効果を検証します。

まちステ (高崎まちなかステークス)
——まちを歩いて高崎を再発見——

群馬県本部/高崎市職員労働組合・高崎支部
掛川和順・野淵淳志・関志和・田島寛之・藤守崇洋・久保田志保理・谷岡裕月

1. まちステとは

- ① まちステとは
まちステとは、職員ネットワークづくり研究会（通称：まちマルシェ）が主催する「高崎まちなかステークス」の愛称であり、高崎駅西口の中心市街地エリアにある特徴的な場所（以下、スポットという。）を探し出し、見つけたスポットの合計数を競うゲームです。オンラインリングと似ていますが、大きく異なるのはカードが決まっておらず、与えられた「お題」を解くために必要なスポットを自分たちの力で探すという点です。
- ② ゲームのルール
基本となるルールは用意された「お題」に対応するスポットの写真を探ることです。細かいルールは、第5回大会まで随時変更しながら実行されているところ。各スポットには決めつけややすや重厚感などに応じてポイントを設定しており、採った写真の合計点が最も高いチームが優勝となります。参加者にはスタート直前に地図とスポットを探するためのヒント集を渡します。ほかにエリア内の飲食店などで提供いただき、自販機等の乗り物の使用は禁止。ゴールまで頭と体を総動員してまちなかを探索します。
- ③ だるマルシェとしてできること
「中心市街地の活性化」耳が痛い言葉です。全国の多くの地方自治体と同様に、高崎市もその問題に直面しています。まちなかで商業を営む方がお話を伺うと「賑わいがなくなつた」「平日も休日もさほど変わらない」と危機感を募らせています。有志の職員が集まった自主研究チームだるマルシェとして「高崎の顔」である地域のために何かできる事はないだろうか？ と考えたときに、私たちにできる事は「発信」することでした。
まちには魅力がなくなつてしまつたのでしようか？ 決してそんなことはありません。個性のお店や人、昔ながらの路地や整備されている新しい施設、五感で感じる音や匂い、小さな冒険をしているようなワクワク感といったものが存在します。それらを発掘するが本質として私たちが考えたのが「まちステ」です。
まちステをつくるにあたり、水戸市政研究が主催する「市街地散策ステークス」を参考にさせていただきました。オンラインリング方式のレースで水戸のまちを巡る方がまちの魅力を感じやすく、それがまちの持つ魅力を支えることとしました。

2. まちステ開催レポート

(1) まちステ1 (平成27年5月30日開催・参加者21名)

① 初めてのまちステ
初めてのまちステはスポットを88箇所用意し、その場所の写真を探してきてもらうというシンプルなルールでし

3. まちを知って好きになる

「高崎にずっと住んでいても、まだまだ知らないことがたくさんあるんだなあ。とあらためて『高崎』が好きになりました。」まちステアにご参加いただいた市民の方からいただいた感想です。この言葉に、まちステアの強い力が凝縮されています。

他にも、お気に入りのお店を見つけて地図をつけてお茶をすする方、常に優勝を目指して本気で取り組んでくれる方など、現在まで様々な形の「高崎が好き」を生み出すことができています。私たちが目指しているのは、高崎の魅力を伝えること、高崎のまちを好きになり、高崎のまちを知り、好きになってもらうことです。前

段でも述べたとおり、まちステアはより多くの方に高崎のまちを歩いてもらうことであり、その方法を試行錯誤していきながら進んでいます。まちステアから5月まで開催し、数多くの情報をストックすることができています。また、説明文を簡潔な文章にすればお子様にも小さな冒険を提供することができ、英語などに翻訳すれば外国の方に高崎を紹介することができています。

まちを歩けば、まちならではの魅力を発見できます。その魅力は人それぞれであり、強制されるものではありません。まちステアはそれを発見するきっかけとなり得るものです。現在の形に改善せず、試行錯誤を繰り返していきながらまちの魅力を発信し続けていくことで、さらに多くの「高崎が好き」を生み出していきます。

(まちステア大会写真)



・ヒント集を熱心に読む参加者



・地図とヒント集を片手にスポット探し



・街頭商品屋は高崎名産たるま



・最後はみんなで記念撮影

(4) まちステア 4 (平成28年11月12日開催・参加者26名)

①LINEを利用した申込みから探検までのシステム
ゲームのルールのまちステア3と同様です。集める文字を「か・ん・と・う・し・ん・え・つ・つ・な・ぐ」に変更しました。探検方法が課題であったため、新たな方法として無料通話アプリLINEを利用して探検を行いました。まちステア4のアカウントを作成し、そこからLINEを通して参加受付・ルールなどの事前連絡・写真の送信を行いました。探検はチェックリストを作成し、LINEで送られてきた写真をチェックし命題点を記録するというものですが、非常にスムーズに探検を行うことができ、参加者の密着をおこなうことができました。

②定場集
文字を集めるというゲーム方法に変更はなかったものの、探検をスムーズに行うために「〇〇の写真は13:50まで交付、××の写真は14:30まで交付、13:00までに送信するとボーナスポイント」などのルールを設けました。そのことにより探検はスムーズに行えたものの、参加者にとっては煩雑なルールになってしまいました。

| | |
|--|---|
| ■ヒントの例 | <ul style="list-style-type: none"> ① ゲームの流れ (まちステア3・4共通) ② ヒントに隠された文字を解読 ③ スポットを探して写真を撮る ④ 写真をEメール(LINE)で送信(スタックがポイント) ⑤ ①~④を繰り返して「お題」を完成させる ⑥ 締切りの時間までにゴール |
| No.7 ○●村園を撮影せよ 日本最古とされる今でも成る茶を有する、国産 緑茶製文化財のお茶産地を。 | |

■文字集めとは？
ヒントは例のように○や●で必要な文字を隠しています。●に入る文字が「お題」に対応する文字であり、その文字を持つスポットの写真を持って「お題」を完成させます。
約50箇所用意したスポットの中から、お題をクリアするために必要、かつ高得点を狙うことのできるものを選んで探していきたいと思います。
(例) ●町役所ーたか崎市役所ー【た】をGET

(5) まちステア 5 (平成29年5月27日開催・参加者34名)

①歴史をテーマにしたルールを準備
まちステア3及び4にて採用した「文字集め」というルールは操作性があり参加者からも好評でしたが、まちステアの原点である「高崎を再発見」という部分を更に深めるべく、ルールを大幅に変更しました。歴史をテーマにした高崎の多面性に重石し【歴史(町史)】【交通】【音楽】【商標】【現在】5つのジャンルのさまざまな歴史にまつわるスポットを各3箇所探索します。ルールはシンプルになりながらも、ヒントの出し方はスポットの名称を認識せず、そのスポットにまつわる歴史を説明した文章のみとすることで難易度が上がりました。「調べて、歩いて、探す。」という3つのステップを踏むことにより、既に加わっていた場所も違った視点で見ることができ、再発見につなげることができました。

②今後の課題
ゲームとしてはほぼ完成形になったという手応えを感じています。参加者からも「難しかったが勉強になった」「高崎が好きになった」といった感想をいただいています。今後の課題は、まちステアをより多くの方に体験していただき、まちの魅力を知ってもらうことです。現在は高崎市をはじめとした自治体関係者の参加がほとんどであり、学生や市民の方の参加もあるもの数を伸ばせたいです。イベントの周知方法はFacebookがメインであり、情報が届いていない方に届ける方法を考えること、また、ゲームそのものもLINEの利用を前提としたものであるため、アナログ方式でも参加できる方法を用意することが課題だと考えています。

| | |
|---|---|
| ■ヒントの例 | <ul style="list-style-type: none"> ■ゲームの流れ ① ヒントが示すスポットを調べる ② スポットを探して写真を撮る ③ 写真をLINEで送信(スタックがポイント) ④ ①~③を繰り返してジャンルのジャンクを調べる ⑤ おまけの趣向にチャレンジ ⑥ 締切りの時間までにゴール |
| 高崎の「町」の出来立 上野国高崎藩初代藩主井伊直政は、中山道と三國街道の分岐点にあたる交通要所を築造するため、廃城となっていた和甲城地に高崎城を築城し(中略)この町名が置かれた中山道と三國街道の分岐点にあたる交差点の塔を築造を撮影せよ！ | |

内閣府が平成22年2月に実施した「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」によると、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自宅からは出るが、家からは出ない」「自宅からほとんど出ない」に該当した者（「就業のひきこもり」が23.6万人、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」（「暇ひきこもり」が46.0万人、「就業のひきこもり」と「暇ひきこもり」を合わせた広義のひきこもりは69.6万人と推計される。

(3) うつ病患者数の推移について

独立行政法人「労働政策研究・研修機構」の調査によると、うつ病などメンタルヘルスの不調を感じている人の13.2%が会社を休職しているという。うつ病、不妊障害等のメンタルヘルス不調が原因で、欠勤や長期休職、退職する労働者は年々増加している。

高崎市の精神障害者保健福祉手帳取得者並びに自立支援医療の受給証交付者人数も増加傾向で、特に自立支援医療の受給者数は交付者、平成23年度から平成27年度の4年間で30%増加している。さらに、双極性感情障害や気分障害など、うつ病に関連する症状が半数近くを占める。申請者は、医療機関から制度の紹介を受けて申請に至るケースが多く、今後も申請者数は伸びていくものと思われる。

しかし、うつ病患者の医療機関への受診率は低く、実際にはさらに多くの患者がいることが推測される。周囲の精神状態への理解や、心療内科への受診が身近になるとさらに人数が増えるものと思われる。

(4) この政策の必要性について

高齢化に伴う医療費の増大、生活保護受給者の増加など、我が国の社会保障費は年々増え続けている。厚生労働省が平成24年に公開した資料「生活保護を受給し続けた場合と就業した場合の社会保障費に与える影響について」は、若年無業者が25歳から65歳まで、生活保護を受給し続けた場合と、就労を通じて納税主体に転じた場合の社会が負担するコストの差を推計している（下表参照）。これらの数字をもとに25歳で企業等に正雇用された場合と、生涯生活保護を受給した場合の差は、1億5294万円～1億2701万円とされている。机上の空論ではあるが、仮に100人をつかえば、長期間ではあるが100億円近くの効果があることになる。そのため、貧困の可能性のある人に対して適切な支援が必要なことである。

表1 25歳から正雇用された場合と生涯生活保護受給の場合のコストの差

| | 金額 |
|-------------------------|-------------------|
| ① 25歳から就労し生計始める税・社会保険料 | 1億617万円～7804万円 |
| ② 医療や介護、年金などの社会保障給付総額 | 5180万円～4088万円 |
| ③ 25歳から生涯生活保護を受給した場合の総額 | 1億76万円～8766万円 |
| ④ ①から③と②を引いたもの | 1億5294万円～1億2701万円 |

2. 事例検討

本研究では、高崎市に寄せられた此方に関する問題を訴えた事例の検討を通して、効果的に此方に費やすためのどのような仕組みを作ればいいのか提案することを目標とする。まず、実際に継続支援を行った事例について、個人が特定されたよう配慮して事例検討会を開催した。

(1) 事例検討の進め方

事例検討会は、発表後追加可能なチームメンバーが集まり、1回に付き1事例を取り上げた。1回に4～5時間、おおよそ3時間だった。発表者はケースの概要や支援経過について説明し、参加者は意見や質問点や補足説明を求め、双方で大きな共通理解を図った。その後、あらかじめ設定しておいた検討事項について話し合い、最後に事例の電話と今後何らかの形で支援を継続する可能性のある場合は方向

近年、全世代を通じて就労支援の必要性が取り上げられている。全ての人が安心して働ける仕組みを作ることは、増加し続ける社会保障費を抑制する一助となるばかりではなく、社会で活躍したいという人間の基本的な欲求を充足し、豊かな生活を創造することに繋がる。本研究では、高崎市に寄せられた働くことに困難を抱えた事例を通じて、どのような課題を持った支援機関があるか、検討する。

**効果的な就労支援の提案
～働くことに困難を抱える人と働き手が必要としている人をつなぐために～**
自治労連群馬本部/高崎市役所 政策研究チーム「ショコラ」

1. 現在の社会的背景について

以下、詳細な背景を個別に見ていく。

(1) 社会保障費の増加

我が国の扶助者は年々増え続けている。これは、高齢化に伴う医療費の増大のほか、生活保護受給者数の増加や、母子家庭などが増え、一定の収入がない場合に支払われる児童扶養手当の増加などが主な要因である。特に、生活保護受給者は、単に「稼働年齢層」と考えられている65歳以下の世代の割合が大きき増加したと考えられる。

そのほか、近年では障害者総合支援法に基づき障害福祉サービスの利用者も増加している。国の統計によると、生活保護に至らないが、経済的に困難しており、福祉事務所を来訪した者は、平成23年度推計値で高齢者も含め年間約40万人いたことが明らかになっている。平成23年の時点の就労では非正規労働者の割合が約35%、年収200万円以下の給付所得者は約25%となっており、今後、生活保護受給の可能性もある。

(2) 将来の社会保障費増加の一因について

内閣府「平成26年版子ども・若者白書（全体版）」によるとニートの数は、平成14年に大きく増加した後、おおむね横ばいで推移している。平成25年は60万人で、前年より3万人減少した。15～34歳人口に占める割合は長期にみると緩やかな上昇傾向にあり、平成25年は2.2%となっている。年齢階級別にみると、15～19歳が9万人、20～24歳が16万人、25～29歳が17万人、30～34歳が18万人である。若年無業者が求職活動をしなくても理由や就業を希望しない理由をみると、15～19歳では「学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている」が、20～24歳と25～29歳では「病気・けがのため」が最も高い。これら以外には、求職活動をしていない理由としては、「探したが見つからなかった」や「知識・能力に自信がない」といった理由も一定の割合を占めている。

平成25年の15～34歳のフリーターは182万人、15～34歳人口に占める割合は6.8%である。この数字はおおむね横ばいで推移している。年齢階級別にみると、15～24歳では減少傾向にあるものの、25～34歳の年長フリーター層は平成21年以降増加傾向にある。

なお、フリーターの当該年齢人口に占める割合は平成20年を底に上昇傾向にあり、平成25年は6.8%である。特に、25～34歳の年長フリーター層では上昇が顕著である。

表5 機関カテゴリーごとの相対数

| 機関カテゴリー | 件数 |
|--------------|----|
| 社会福祉推進生活支援担当 | 5 |
| 障害福祉課精神担当 | 5 |
| 医療機関 | 5 |
| 保険年金課 | 3 |
| ハローワーク | 3 |
| その他障害支援機関・施設 | 3 |

5. 事例と少ない数ではあるが、数値からは高崎市に寄せられる就労支援が必要なケースは、メンタルヘルスの問題や精神障害に関連するものが多いことが示唆された。能力的なことやコミュニケーションの苦手さから社会適応が難しく、精神疾患やメンタルヘルスの問題を感じ、医療機関に受診しているようである。そのため、就労に向けては障害サービスマスターとの連携が強く、就労支援の窓口は肝臓や腎臓の有無に関わらず幅広く受け止める必要があると考えられた。また、職業適性を慎重に見極める必要があるため、長期雇用に向けて働く機会確保および適性について企業側と話し合える環境を整えることが肝要である。たとえ就職できたとしても家庭内暴力やトラウマを抱えやすく離職リスクが高いことが予想されるため、入り口から出口、定着まで一貫して支援できる機関の設置を提案する。企業側も人材不足で存続を危ぶまれる時代である。相談者と企業をつなぐことはもちろん、労働者の離職やメンタルヘルスの問題等企業側の困りごとにも対応できるしくみをつくることで、安定した就労環境の構築に寄与するとともに、ひいては社会保険料の増大を抑制する一助となると考えられる。

3. おわりに

就労に困難を抱える者に対する支援は多くの機関が関わることが多く、専門性も必要となってくる。社会保障費の増大が懸念される中、適切な支援を行えば就労できる環境を整えていくことが重要であり、同時に就労後に継続・定着していくためには本人だけでなく企業側の支援も行う必要がある。行政機関として本人および企業を支援していくことで社会保険料の減少や税収増に寄与できるものも考えられる。

そのため、企業と働きたい人をつなぐ「お話しワークネットワーク（医師）」を構築する。「お話しワークネットワーク（医師）」では人材が欲しいが定着が上手くいかない企業と、働きたいがどう働いたらいいかわからない人をつなぐ支援の場を提供すること、支援中に困りごとが生じた場合は遠方から話を聞き、お互いに納得したうえで就労に関する議論が出来るよう、支援を行っていく。

性を示して終了とした。
(2) 検討事項
 設定した検討事項は、①相談内容の評価、②課題の評価、③関わった関係機関数、④支援経過の評価、⑤検討した事例に必要なと考えられる就労支援のあり方であった。

①相談内容の評価は、支援中に本人が訴えた内容を把握することをも目的に評価した。②課題の評価は、支援者が相談者に取組む必要がありと考えた内容を把握するために評価した。③関わった関係機関数は、支援期間中に相談者および主幹となった担当課が協力要請した機関カテゴリーの数を示した。なお、①～⑤の評価は生活困窮者自立相談支援事業で用いられている紙票を一部変更して使用し、会議の記録参加者全員が意見を一致したものを該当項目とした。④支援経過の評価は、支援経過がうまくいっていた点と良かった点について話し合い、もし、うまくいっていない場合は、それらの事例のように軌道修正するとよさそうか意見を申し出させた。⑤必要と考えられる就労支援は、それぞれの事例で就労状況が異なるので、各々の事例が就労し安住して働けるためにどのようになしきみがあるか話し合った。なお、事例のタイトルおよび評価項目の該当数を以下に示す。

表2 検討事例と担当課および評価項目

| 検討事例 | 担当課 | 本人が訴えた相談内容の件数 | 本人が訴えた相談内容の件数 | 機関カテゴリーごとの件数 |
|---|----------------|---------------|---------------|--------------|
| 50代認知症疑いの母と50代減収失調症の息子2人世帯の事例 | 社会福祉課(生活支援) | 8 | 8 | 5 |
| 40代うつ病・広汎性発達障害(疑い)の男性の事例 | 障害福祉課(精神) | 7 | 8 | 7 |
| 30代後半軽度知的障害および発達障害疑いのある女性の事例 | こども家庭課(家庭児童相談) | 9 | 12 | 13 |
| うつ病(?)が長期化した40代夫婦の事例 | 社会福祉課(生活支援) | 5 | 8 | 6 |
| 60代パーキンソン病を患う母親と20代発達障害が疑われるひきこもりの息子世帯の事例 | 社会福祉課(生活支援) | 4 | 9 | 5 |

(3) 結果

表3～5に①～⑤の項目で3事例以上該当したものを示す。

表3 相談内容の評価

| 相談内容 | 件数 |
|-------------|----|
| 病気や健康、障害のこと | 5 |
| 収入・生活費のこと | 5 |
| 仕事探し・就職について | 4 |
| 家族との関係について | 4 |
| 仕事上の不安やトラウマ | 3 |

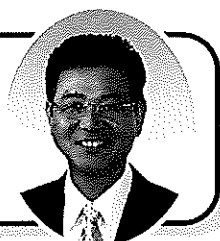
表4 課題の評価

| 課題 | 件数 |
|---------------------|----|
| コミュニケーションが苦手 | 5 |
| 本人の能力の課題(読解・言語・理解等) | 5 |
| 夜間管理の課題 | 4 |
| 家族関係・家族の課題 | 4 |
| 障害(疑い) | 3 |
| メンタルヘルスの課題 | 3 |
| 生活習慣の乱れ | 3 |

群馬県議会報告

自治労群馬県本部特別中央執行委員

群馬県議会議員 黒沢 孝行



280 億円を上回らない コンベンション建設で

第 2 回定例会前期議会が、9 月 20 日～10 月 11 日まで開催され、10 月 16 日・17 日・24 日・11 月 2 日と「平成 28 年度決算審査」が行われました。

群馬県が、高崎市に計画している「コンベンションセンター」の建設に関し、リベラル群馬として、この間いくつもの問題点を指摘し、建設に反対してきました。①今のこの時期は、東京オリンピック関連の建設コストで予算が膨れる可能性があり、280 億円の巨費を投じて建設する必要性があるのか、②県民の多くがコンベンションの建設計画そのものを知らない（県民アンケート調査を会派として実施）等を、本会議や当該委員会等々で県当局の考えを質してきました。しかし、議会が自民党多数の中では、リベラル群馬が提出した「修正案」は否決され、コンベンションの建設計画は県当局の思惑通りに進んでいました。

会派としては、今議会に「コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例案」が提出されたことで、ギリギリの判断をせざるを得ない状況となり、後藤克己県議が、本会議質問で「コンベンションセンターの当初の建設計画予算、280 億円を上回らない」との知事答弁を引き出すことで、賛成に方向転換することとしました。リベラル群馬としては引き続き、県民目線で県当局を監視していきます。

また、11 月 2 日に追加提案された「コンベンションセンターの入札」の議案については、①本体工事について建築本体工事の

入札金額が、落札者と第 2 位との差が 28 億円という大きな開きがあること、②貯水槽の材質の問題点などを指摘して、賛成しました。しかし、電気設備工事と空調設備工事については、「低入札価格調査」として落札者が決定できず、後期議会に持ち越すこととなりました。

※低入札価格調査

入札額が調査基準価格（予定価格のおよそ 90%）以下だったため、契約内容が履行できるかどうか調査した上で落札者を決定する。

子どもの貧困対策としての 歯科検診を発議

～条例特別委員会～

議会発議条例の検証をすすめるために設置された「発議条例等の検証に関する特別委員会」で、10 月 5 日「歯科口腔保健の推進に関する条例」について審議をしました。

本条例は、平成 25 年 3 月に条例制定したもので、「県民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与」することを目的とし、基本理念として、①胎生期から高齢期までのそれぞれの時期の状態に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健に関する施策を推進する、②県民自ら生涯にわたり歯科疾患の予防に向けた取り組みを行い、早期発見、早期治療を受ける事を推進する、③保健、医療、社会福祉、労働衛生教育その他の関係施策と連携を図り、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進するとしました。

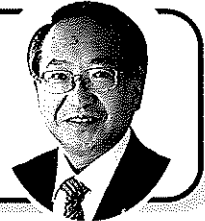
子どもの貧困対策という視点での取り組みがどのように実施されているのかを

質しましたが、現状では、学校での歯科検診の状況把握も十分に行われていないことが明らかになりました。治療結果の回収と同時に、何故歯科医に連れて行けないの

か、各家庭の実態把握をすることの重要性、ひとり親世帯・貧困世帯等、総合的な視点で、歯科口腔について取り組むべきであると指摘しました。

前橋市議会報告

自治労群馬県本部特別中央執行委員



平成 29 年度第 3 回定例会のご報告をさせていただきます。9 月 5 日から 27 日までの 23 日間開催され、平成 28 年度前橋市一般会計決算認定議案など全議案が可決されました。

総括質問

議会質問では、最初に、総括質問で主に 3 項目にわたり 9 月 13 日に質問いたしました。概略は以下の通りです。

1. 安全・安心な学校給食の提供に関わる諸課題について

本市の学校給食は市内 6 か所ある共同調理場の調理・配送で、公立小中学校・特別支援学校・幼稚園へ、年間約 200 回近く提供されており、1 日 3 食・365 日とすることから、成長期にある子どもたちにとってたいへん重要な場と考え、安全・安心な給食の提供、食育の観点から、お聞きしました。

まず、技能労務職である調理技師はおいしい給食づくりにおける様々な設備を安全に活用し、時にはメンテナンス面でも一定の修繕等も行い、学校給食提供で重要な役割を担っております。職員数は、平成 23 年の 58 人から平成 29 年の 39 人と 19 人も定員減少しており、年齢バランス、技術継承等の観点からしっかり検証し、採用再開、退職不補充問題等へ対応していただ

きたいと考え、早期の採用再開を求めました。

また、市内 6 か所の共同調理場で、共通に配置していただきたい備品類があります。例えば、よりおいしく食べていただくためにも設備・配送面での対応として温かいものが温かいうちに、冷たいものが冷たいうちに食せる対応として、保温性の高い「食缶」の活用が重要となります。しかし、6 場のうち 2 場には設置されていない状況から、早期の設置とあわせ、平等に設置すべき備品は、現場の共同調理場からの優先順位に基づく予算要望に求めるものでなく、今後しっかり教育委員会の責任として対応していただきたいことを指摘いたしました。

その他、「前橋市教育施設長寿命化計画」(平成 25 年 3 月作成)では、共同調理場について「35 年を共同調理場の建て直しのひとつの目安とすることで、その時代に合った衛生管理方式や調理方式への対応ができ、安全・安心な学校給食の提供につながる」としていることを踏まえ、今後、西部共同調理場(平成元年開設)について建て替えに向けた取り組みを行っていただきたいと提起いたしました。

また、衛生面で野菜等の機械式スライサー処理後の保管場所である「冷蔵庫」配備について、保冷能力にだいぶ差が生じている状況等への対応状況、平成 25 年度から、学校現場の事務負担の軽減等を目的

に、学校現場での徴収(私会計)から口座からの引き落とし(公会計)へ徴収方法変更を行いました。しかし、近年の徴収率をみると、平成 24 年 99.88%、平成 28 年 99.07%と口座引き落とし方法への変更後徴収率が低くなっている状況への今後の対応など伺いました。

2. 障害福祉計画策定に関する諸課題について

第 4 期障害福祉計画の取り組み状況を踏まえ、①障害児が学校終了後に通う放課後等デイサービス事業については、実施事業所数が増加しており、量から質に重点をおいた施策に転換すること、②高等学校卒業後の日中の活動の場となる生活介護や介護者の体調不良等で、いざという時などに利用する短期入所事業所数が少なく、実施事業所数の増設を行うこと、③福祉作業所等のいわゆる「福祉的就労」の場の工賃が依然低いため、経済的自立に向けた取り組みの強化などについて取り上げました。

3. 児童虐待対策について

これまでの児童福祉法改正により、「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっていることや、複雑多様化する相談、要保護児童の増加、本市の目指す妊娠期からの切れ目のない支援等での予防施策の展開等を踏まえると、児童虐待対応に関わる組織体制の強化が必要と考え、特に専門職である社会福祉士等の確保が喫緊の課題ではないかと提起いたしました。

その他、子育て支援、高齢者福祉については、時間が足りず、次回に持ち越しとなりました。

決算委員会(市民経済常任委員会)

次に、平成 28 年度決算委員会では所属している「市民経済常任委員会」で、9 月

19 日に質問いたしました。

1. 平和行政

平成 3 年に「私たちは平和を希求する市民総意のもとに真の永久平和が実現することを願い、ここに平和都市を宣言します」と世界平和の実現を願う都市として、提案し実現しました。広島平和記念式典への市職員代表派遣の 29 年度事業への反映状況、市民が平和の尊さや原爆の悲惨などを学ぶ機会としてたいへん有意義な親子派遣も含めた市民代表を派遣することを改めて提案しました。さらには、悲惨な戦争を再び繰り返さないよう日ごろから平和について意識することは大切であることから、特に、平和を考え意識する「平和祈念(記念)日」(前橋空襲のあった 8 月 5 日)を制定していただくよう提起いたしました。

2. 「女性の人権」(男女平等施策)

第四次「前橋市男女共同参画基本計画」(まえばし WIND プラン) に基いた取り組み状況について、男女共同参画社会形成促進のため本市の率先した男女共同参画促進を求めました。また、増加傾向にある DV(ドメスティックバイオレンス)への対応で「配偶者暴力相談センター」を設置していただく中で、引き続きの相談対応、関係機関との連携強化はもとより、啓発活動の一環である「配偶者暴力相談センター」の連絡先を記した「相談カード」を市有施設だけでなく飲食店等幅広く配布・設置できますようお願いいたしました。

3. 市民課窓口業務委託

当局による市民課窓口一部委託推進方針を受け、「公権力行使を伴う、個人情報管理はたいへん重要であり、徹底した情報管理の観点から、今後、行財政改革推進計画により、平成 30 年度中に市民課窓口の一部民間委託が計画されていることに関し、

個人情報管理体制・システム管理等での情報管理対応等が懸念されます。また、現在進めている個人情報の集積・管理のマイナンバーカード普及にあたっては、紛失等での個人情報管理について心配されている面も踏まえつつ、今後、この件について、改めて取り上げていきます」と述べていただきました。

その他、市民活動支援事業（市民活動支援センター）、蚕業振興推進事業、買い物弱者支援について伺いました。

2本の意見書を提案・可決

最後に、「意見書」について、2点提案し、可決いただきました。

1. 「骨髄移植等に関する提供希望者（ドナー）に対する支援の充実に関する意見書」

①事業主等向け労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど企業等の取り組みを促進するための方策を講ずること。

②ドナーが、骨髄等の提供に伴う入院、通院、打ち合わせ等のために休業する場合の助成制度を創設するとともに、ドナー休暇の制度化を実現すること。

2. 「「デフリンピック」「パラリンピック」の一体的開催が実現できるよう求める意見書」

「デフリンピック」「パラリンピック」が別々に開催されている現状を踏まえ、2020 東京五輪・パラリンピック開催に向け、五輪担当相、スポーツ庁長官等関係機関協議を速やかに行い、障害種別を超えた一体的な開催が実現できるよう求めました。

第4回定例会に向けて

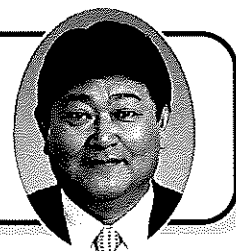
前橋市では、議会庁舎を含めた市役所周辺整備への取り組みがすすめられております。また、第4回定例会で、本市の第7次総合計画策定（平成30年度からの10年計画）のための議会が予定されている中、議員提出議案として「前橋市議会の議決すべき事件に関する条例」（第7次総合計画の基本構想を議決事項）を可決いたしました。

今後とも、市民福祉の向上、地域のセーフティーネットとしての自治体の役割を意識し職場の声をお聞きしながら取り組んでまいります。

桐生市議会報告

自治労群馬県本部特別中央執行委員

桐生市議会議員 周藤 雅彦



平成29年8月29日（火）から9月22日（金）までの25日間を会期として、いわゆる決算議会が開かれましたので、その後、議会運営委員会で行った視察と合わせてご報告いたします。

平成29年第3回桐生市議会

8月29日、議会初日に専決処分の報告1件と一般議案（補正を含む）5本の議案

上程が行われました。通常だと初日に一般議案上程、二日目に決算議案上程ですが、今回は議案数が少なかったため、決算議案を含め1日で議案上程、委員会付託までを行いました。

翌、30日、31日、9月1日と総務委員会、経済建設委員会、教育民生委員会の各常任委員会が開催されましたが、私が所属する経済建設委員会においては、今回、議

案がありませんでしたので協議会のみで開催となりました。

2日間の休会日を挟み9月4日、5日、6日の3日間、決算特別委員会が開かれ、歳入47,020,046,854円、前年度比-5.2%、歳出45,020,521,687円、前年度比-2.1%の一般会計と各特別会計の審議が行われました。桐生市議会では正副議長、議会選出の監査委員を除く全ての議員が委員となり決算特別委員会を行います。私は議会選出の監査委員のため当局席に座り、発言もすることができず、3日間、他の議員の発言を聞いていましたが、私の考えや、疑問に思う部分については、会派の同僚議員に発言をしていただきました。特に、行財政改革のもとに乱暴に進められている職員数削減については、その影響と職員のメンタルヘルス、離職者の原因について聞いていただきました。委員会採決、本会議採決ともに所属会派は賛成しましたが、議会閉会后、納得できる答弁ではないため、当局に対し面談し、意見を述べるとともに、今後の対応についての要望を行ってきました。結果、ボランティアに名を借りたサービス出勤や残業についての見直しを約束させることができました。

議会改革度ランキング1位の 芽室町を視察

議会を終えて、書類や溜まった陳情や要望を整理し、議会運営委員会で行う視察の事前調査等を含めた打ち合わせを何度も行い、10月19日から20日の日程で北海道の芽室町に向かいました。芽室町へ視察に行く理由は、早稲田大学マニフェスト研究会が毎年発表している全国議会改革度ランキング調査で3年連続1位の議会なので、その取り組みを直接お聞きしたいとの思いでお邪魔しました。ちなみに、桐生市議会は17位です。

芽室町は、北海道の十勝地方に位置し、

514k㎡と桐生市の2倍近くあり、7割以上が山間地の桐生市とは違い、そのほとんどが平地で、見わたす限り畑といった町でした。そこに18,806人が居住しているそうです。人口比から見ると議員数16名は多いような気もしますが、「町の広さから考えると、たいへんだな〜あ」と思いました。

議会改革の内容ですが、桐生市議会が取り組んでいる内容との違いはないように思いましたが、大きな差は、当局と議会が一緒に行う改革だと思います。また、人口の違いはあるものの、町民に議員の顔が見えている、その逆に議員から町民の顔が見えているといったところだと思います。

近年、芽室町では、帯広市のベッタウン化が進み、人口も徐々に増えてきているため、どの様に住民に見える議会をつくり上げていくかが課題だそうです。人口が毎年減り続ける桐生市からみると贅沢な悩みだと思いました。いずれにせよ、議会改革度17位に満足することなく、開かれた、無駄のない議会を構築するため、議員全員で取り組んでいくとの思いを持ちました。

(一財) 群馬県地方自治研究センター入手資料

(2017年7月1日~2017年11月21日)

| 受付日 | 資料名 | 発行元 | 発行日 | 内容① (敬称を略します) | 内容② (敬称を略します) | 内容③ (敬称を略します) |
|------|--------------------------------|-------------------|-----------|--|--|--|
| 7/18 | 自治研とやま NO.101 | (公社)富山県地方自治研究センター | 2017年7月 | 利川用途から考えるマイクロ水力発電:石川県立大学教授・識本裕志 | ダムに頼らない治水・洪水対策を考える:富山県議会議員・菅沢裕明 | 日本農業と農協はどこへ向かうのか:富山県農業協同組合労働組合中央執行委員長・川岸正徳 |
| 7/20 | とちぎ地方自治と住民 vol.532 | (一社)栃木県地方自治研究センター | 2017年7/15 | ゴミ出し支援制度はなぜ必要か:現代行政研究所代表・元東洋大学教授・沼田良 | 地方財政の仕組みと現状:(公財)地方自治総合研究所研究員・飛田博史 | 「加計学園問題」の何が「問題」か:自治研センター特別研究員・野田隆男 |
| 7/24 | 自治研なら 120号 | 奈良県地方自治研究センター | 2017年7/25 | 1,100年の時を経て、住民の手で蘇る水力発電所:奈良県地方自治研究センター事務局長・吉井盛 | 奈良が楽しくなる仕組み~地域にあるものを活かす奈良づくり~:社会福祉法人わたぼうしの会副理事長・村上貞雄 | |
| 7/25 | 地方公務員月報 648 | 総務省自治行政局公務員課 | 2017年7月 | 被災自治体への応援職員の在り方について:早稲田大学政治経済学術院教授・稲嶺裕昭 | 青森県における人事評価制度について:青森県総務部人事課 | 被災自治体の現状と課題:熊本県総務部首席審議員兼人事課長・平井宏実 |
| 7/27 | 地方自治ふくおか 62号 | 福岡県地方自治研究所 | 2017年4月 | 熊本地震における自治体・被災者・ボランティア:熊本県立大学総合管理学部准教授・澤田道夫 | 熊本市災害ボランティアセンターの運営について:熊本市社会福祉協議会事務局長・中川奈穂子 | 熊本地震に対するボランティア派遣について:北九州立大学文学部・前田謙 |
| 7/28 | 北海道自治研究 582 | (公社)北海道自治研究所 | 2017年7月 | 市民シナジウム「公契約条例を社会に広げよう」:北海道大学経済学部教授・川村雅則 | 公契約条例制定の全国動向について:愛知地方自治研究センター研究員・野口鉄平 | 美術教育の今 存在を確かめ合える美術教育:中学校教諭・伊藤記子 |
| 7/28 | みやぎき研究所だより NO.87 | 宮崎県地方自治問題研究所 | 2017年7/20 | 地方創生者:延岡市議会議員・太田龍 | 県民医療の中核病院である県立宮崎病院再整備に向けて:宮崎県職労執行委員長・大村健司 | 「地域包括ケアシステム」をとりまく情勢について:宮崎県地方自治問題研究所・地域包括ケアシステム研究会 |
| 7/28 | 新潟自治 vol.72 | (公社)新潟県自治研センター | 2017年7月 | 地方創生と人口減対策:新潟県自治研センター理事・樋田和義 | 地方財政計画と地方財政の展望:立教大学経済学部教授・池上岳彦 | 種子法の廃止がおよぼす日本の農業への影響:元農林水産大臣・山田正彦 |
| 7/31 | ながさき自治研 No.69 | 長崎県地方自治研究センター | 2017年7月 | 第3回長崎県地方自治研究会報告:長崎県地方自治研究センター事務局長・川原重信 | 持続可能な地域交通の実現を目指して:九州大学院法学研究准教授・嶋田咲文 | 地方自治体と「朝鮮半島危機」:長崎大学非常勤講師・篠崎正人 |
| 8/3 | 自治研ふくい 63号 | 福井県地方自治研究センター | 2017年7月 | NPO法人今庄総務部:編集部 | 移住者座談会:編集部 | 「永平寺参(まい)ろーど」での自動走行実証実験:永平寺町職員組合・高嶋晃 |
| 8/3 | 地方財政レポート2016 新しい地方財政の展望 | (公財)地方自治総合研究所 | 2017年6月 | 第1章 日本経済の動向と地域 | 第2章 税制改正と社会保障改革 | 第3章 地方財政計画と自治体の行財政 |
| 8/3 | 200年代の地方財政 | (公財)地方自治総合研究所 | 2017年6月 | 地方税財政を損壊させた国の2つの大罪 | 交付税算定の構造変化と歳出特別枠等がもたらす制度の劣化 | 農業予算は再土木化するか |
| 8/7 | 月刊自治研 No.695 | 自治研中央推進委員会 | 2017年8月 | 特集:どこへ向かう?備き方改革 | 憲法軽視極まる「安倍一強」都議選で見た根拠と本質:東京新聞、中日新聞論説副主幹・豊田洋一 | 地域発!各県自治研活動レポート18:鹿児島県 |
| 8/7 | 信州自治研 No.306 | 長野県地方自治研究センター | 2017年8月 | 大桑村「ウッドスタート」:大桑村役場産業振興課・野野英一 | 地方交付税の現状と課題:(公財)地方自治総合研究所研究員・飛田博史 | 医療と福祉の連携:原村国民健康保険直営診療所看護師・寺口紀子 |
| 8/21 | 生活困窮者自立支援と地域・自治体の課題 政策資料 No.65 | 大阪自治センター | 2017年8月 | | | |
| 8/24 | 自治総研 vol.43 | (公財)地方自治総合研究所 | 2017年8月 | 持続した「精肉の構造」への関心:中央大学名誉教授・今村都南雄 | 内部統制および監査制度に係る改正までの道筋:(公財)地方自治総合研究所研究員・堀内匠 | 韓国の地方自治法制における自己統制に関する考察:崔哲泰・韓国清州大学学校法学科教授 |
| 8/24 | 地方財政を学ぶ | 有斐閣ブックス | 2017年5/25 | | | |
| 8/25 | とちぎ地方自治と住民 vol.533 | (一社)栃木県地方自治研究センター | 2017年8月 | 築地・豊洲の基礎知識1:現代行政研究所代表・元東洋大学教授・沼田良 | 地方財政の仕組みと現状:(公財)地方自治総合研究所研究員・飛田博史 | 変わる処遇 臨時・非常勤等職員の未来:野角裕美子・自治労総合公共民間局組織拡大局長 |

| 受付日 | 資料名 | 発行元 | 発行日 | 内容① (敬称を略します) | 内容② (敬称を略します) | 内容③ (敬称を略します) |
|-------|---------------------|--------------------|-----------|---|--|--|
| 8/29 | 自治研かながわ月報 No.166 | (公社)神奈川県地方自治研究センター | 2017年8月 | 地方自治法施行70年 日本の地方自治の歩み：(公財)地方自治総合研究所所長・辻山幸直 | 人口減少時代の都市空間をデザインする：首都大学東京都市環境学部教授・賀庭伸 | |
| 9/4 | 信州自治研 No.307 | 長野県地方自治研究センター | 2017年9月 | 憲法9条の行方：信州大学名誉教授・又坂常人 | 地域包括ケア病棟の基礎知識：自治労長野県本部衛生医事評議会・斎藤敬四郎 | 中山間地域支所で勤務した際の印象に残った取り組み：長野市職労・宮澤啓太 |
| 9/4 | 市政研究 第196号 | 大阪市政調査会 | 2017年7/31 | ポピュリズムとリベラル・中道派：立命館大学教授・村上弘 | 地方議会とポピュリズム：大阪経済大学教授・柏原誠 | 日本政治にけるポピュリズムの展開：明治学院大学非常勤講師・木下ちがや |
| 9/4 | 北海道自治研究 583 | (公社)北海道地方自治研究所 | 2017年8月 | 憲法と地方自治 実質ある民主主義政治体制に向けて：(公財)後藤安田記念東京都市研究所理事長・館藤宗幸 | 受動喫煙防止策の現状と課題：山崎幹根 | 自治体議員の政治活動は立法活動が必須の条件か：札幌市職員・越辺三省 |
| 9/4 | 地方自治京都フォーラム Vol.130 | 特定非営利活動法人京都地方自治研究所 | 2017年9/10 | 「地方創生」ブームおどろきと今後の課題：同志社大学教授・真山達志 | 鳴子「さとのわ」視察報告：編集部 | |
| 9/4 | 徳島自治 108号 | (公財)徳島地方自治研究所 | 2017年8月 | 徳島県におけるされライトオフィスの進出とその効果に関する調査：鳴門教育大学准教授・高山輝雄 | 阿南市民平和のつどいの歩み：平和のつどい実行委員会委員長・松崎清治 | 徳島県内における農業の再開に関する調査：(公社)徳島地方自治研究所研究員・河野大輔 |
| 9/7 | 月刊自治研 No.696 | 自治研中央推進委員会 | 2017年9月 | 安倍政権下における公文書管理の問題点：獨協大学特任講師・三宅弘 | 特集 みんなで支え合う地域コミュニティへ | |
| 9/8 | 自治研センターたより No.5 | 兵庫地方自治研究センター | 2017年8月 | 姫路市教委の連続講座を聴講：自治労OB会・大西慶博 | 問われる避難行動支援の在り方：兵庫自治体地方研究センター研究員・清水誠一 | 政治・行政の在り方を思慮：編集部 |
| 9/26 | DIO No.329 | (公財)連合総合生活開発研究所 | 2017年9月 | 特集：どこへ向かう？働き方改革女性の活躍は進んだか | ドイツにおけるIoTとAIをめぐる雇用政策：立正大学准教授・高橋賢司 | |
| 9/26 | 北海道自治研究 第584号 | (公財)北海道自治研究所 | 2017年9月 | 市民の人権を守る地方自治体の労働政策：(公財)地方自治総合研究所研究員・上林陽司 | 北方領土問題の歴史と領土交渉の現段階：北海道新聞社編集局編集委員・本田良一 | |
| 9/29 | 自治研なら 第121号 | 奈良県地方自治研究センター | 2017年9/30 | 味気ない市町村財政の数字を読み解き、豊かな明日を探る：ジャーナリスト・浅野綾子 | 100年の時をへて蘇る水力発電所：東野水力発電所総代表取締役・森田照照ほか | 奈良県保証人バンク25年からの見守り：奈良県在住外国人の現状：外国人労働者奈良保証人バンク事務局長・山本直子 |
| 9/29 | 埼玉自治研 No.49 | (公財)埼玉県地方自治研究センター | 2017年9月 | 地域包括ケアとは何か：信州大学法学部教授・井上信宏 | 国保都道府県単位化は生存権を脅かします：甲府市議会・山田厚 | |
| 9/29 | 自治総研 vol.43 | (公財)地方自治総合研究所 | 2017年9月 | ヘイトスピーチ規制条例の制定に向けて：立正大学法学部教授・山口道昭 | 民意の類型と自治体：東京大学大学院法学政治学研究所公共政策大学院教授・金井利之 | 熊本自身における応急仮設住宅等と地域支え合いセンターの現状と課題：認定NPO法人まちぼけっと理事・伊藤久雄 |
| 10/10 | 月刊自治研 No.697 | 自治研中央推進委員会 | 2017年10月 | 「森林環境税」が直面する重大な課題：神奈川県経営学部教授・青木宗明 | 特集：まちを興すエネルギー政策 | |
| 10/12 | とうきょうの自治 No.106 | (公社)東京自治研究センター | 2017年9月 | 性の多様性を包み込む地域社会：NPO セクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク代表理事・原ミナ法 | ヘイトスピーチに抗する共生のまちづくり：社会福祉法人青丘社事務局長・三浦知人 | しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言条例：しょうがい当事者・天野誠一郎 |
| 10/16 | 自治研とやま NO.102 | (公社)富山県地方自治研センター | 2017年10月 | 人口減少時代の自治体の選択：日本総合研究所上席主任研究員・藤枝好 | 食の安全・農林業・環境を守る活動をしています：食とみどり水を守る富山県民会議事務局長・横澤隆 | |
| 10/16 | とちぎ地方自治と住民 vol.534 | (一社)栃木県地方自治研究センター | 2017年10月 | 築地・豊洲の基礎知識Ⅱ：現代行政研究所代表、元東洋大学教授・沼田良 | 平和への思いを語り継ごう：連合栃木副事務局長・大関寛泰 | 憲法と助動詞、草案にみる線引の伏意：栃木県労働者福祉センター理事長・伍井邦夫 |
| 10/16 | 信州自治研 No.308 | 長野県地方自治研究センター | 2017年10月 | 信州自治体学会に参加して：下諏訪町役場・水澤信雄 | 「ふるさと納税」にみる地方創生の陥穽：長野県短期大学・柴山秀夫 | 今後、身近な地域組織に求められるもの：NPO法人かやぶき集落「萩ノ島」理事長・春日敏雄 |
| 10/19 | 新潟自治 vol.73 | (公社)新潟県地方自治研究センター | 2017年10月 | 「核兵器禁止条約」の成立と日本政府の責任：弁護士・和田光弘 | 長岡市の平和の取り組み：長岡市総務部庶務課主査・小林朋夫 | 自治体における平和施策のありかたについて考える：新潟県地方自治研究センター研究主幹・齋藤喜和 |
| 10/19 | フォーラムおおさか No.150 | 大阪地方自治研究センター | 2017年10月 | 団体自治と住民自治の再生と活性化をめざす視点から：大阪地方自治研究センター研究員・尹誠嗣 | | |

| 受付日 | 資料名 | 発行元 | 発行日 | 内容① (敬体を略します) | 内容② (敬体を略します) | 内容③ (敬体を略します) |
|-------|--------------------|-------------------|------------|--|--|--|
| 10/20 | DIO No.330 | (公社)連合総合生活開発研究所 | 2017年10月 | 生活時間の確保を基軸に労働時間法務の構造転換を；法政大学大学院教授・毛塚節利 | 生活時間アプローチが労働者の家庭責任に関わる労働時間法にもたらす視角；専修大学・長谷川聡 | 「分かち合い」社会の構想 連帯と共助のために |
| 10/20 | 自治研ちば vol.24 | (一社)千葉県地方自治研究センター | 2017年10月 | グローバル化する労働問題と働き方改革；早稲田大学教授・藤田敏 | 千葉県の在宅看護 NPO の特性；千葉県立保健医療大学講師・成玉恵 | 千葉の「地域づくり」と地域包括システムという課題；高根県立大学名誉教授・井上定彦 |
| 10/23 | 地方公務員月報 651 | 総務省自治行政局公務員課 | 2017年10月 | 川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラムの取り組みについて | 被災自治体の現状と課題；岩手県総務部人事課 | 「多文化共生事例集」について；元総務省自治行政局国際室長・伊藤正志 |
| 10/30 | さが自治研 NEWS No.45 | 佐賀県地方自治問題研究所 | 2017年10/1 | 沖縄のいまを知り、沖縄から自治を考える | | |
| 10/30 | 北海道自治研究 第585号 | (公社)北海道地方自治研究所 | 2017年10月 | 生きる一般質問「つなぐ・ひきだす」市民参加；龍谷大学政策学部教授・土山希美枝 | 自治体議会の政策活動は立法活動が必須の条件か；札幌市議員・渡辺三吾 | 一般質問に対する長の対応を追求する；前福島町職員・澤田元気 |
| 10/30 | とちぎ地方自治と住民 vol.535 | (一社)栃木県地方自治研究センター | 2017年11月 | 築地・豊洲の基礎知識Ⅲ：現代行政研究所代表、元東洋大学教授・沼田良 | つながるひろがるアート展NASU；社会福祉法人慧生会、佐藤謙太郎 | 町民の不安解消を図る「甲状腺エコー検査」の取り組みについて；塩谷町保健福祉課 |
| 10/30 | みやぎき研究所だより No.88 | 宮城県地方自治問題研究所 | 2017年10/20 | 総選挙と憲法9条改正；弁護士・前田裕司 | 「働き方改革」にも申す；宮崎県労働組合議長・野地一行 | 高千穂町「土呂久」を訪ねて；宮城県地方自治問題研究所、目吉繁雄 |
| 10/30 | 自治研かながわ月報 No.167 | (公社)神奈川地方自治研究センター | 2017年10月 | 社会保障制度を支える地方財政；埼玉大学大学院准教授・高橋正幸 | リニア中央新幹線と山梨のまちづくり；山梨県立大学教授・熊谷隆一 | |
| 10/30 | 第53回佐賀県地方自治研究集会 | 佐賀県地方自治研究集会実行委員会 | 2017年8月 | (集会冊子) | | |
| 11/1 | 自治総研 Vol.43 | (公財)地方自治総合研究所 | 2017年10月 | 公共施設へのネーミングライツの導入に関する合意形成の在り方；鳴門教育大学准教授、島山輝雄 | 「境界変更」の諸相；(公財)地方自治総合研究所研究員、新垣二郎 | 自治体選挙法の消滅(上)；(公財)地方自治総合研究所研究員、堀内匠 |
| 11/2 | 信州自治研 No.309 | 長野県地方自治研究センター | 2017年11月 | すべての子どもたちに楽しい給食の時間を；松本市管理栄養士、佐藤由夏 | 福祉施設の民営化一保育所を素材に考える；信州大学名誉教授、又坂常人 | 女性ならではの柔らかなで優しい目録を；鹿光寺公民館、三ツ井洋樹 |
| 11/10 | 月刊自治研 No.698 | 自治研中央推進委員会 | 2017年11月 | 地方私立大学の公立化と自治体；福知山公立大学副学長・富野謙一郎 | フラノマルシェがまちを変えた；ふらのまちづくり株式会社社長、西本伸顕ほか | 人口減少時代のまちづくり；東京大学まちづくり研究室教授、小泉秀樹 |
| 11/13 | どうする！原発のごみ・全国交流会 | 原発のごみ・全国交流会実行委員会 | 2017年10/20 | 10年で漏れ出す放射能；核のごみキャンペーン関西・末田一秀 | 適地提示の意味するもの；原子力資料情報室共同代表、伴英幸 | パネルディスカッション・適地提示をいかに跳ね返すか |
| 11/21 | 市政研究 第197号 | 大阪市政調査会 | 2017年10/31 | 大阪の政治的危機；帝塚山学院大学教授・葉陽院仁志 | 法定協議会再設置にある経緯と問題；フリージャーナリスト、幸田泉 | 法定協議会における議論への懸念；前大阪市長・柳本顕 |
| 11/21 | とちぎ地方自治と住民 Vol.536 | (一社)栃木県地方自治研究センター | 2017年11/15 | 築地・豊洲の基礎知識；元東洋大学教授・沼田良 | 財政分析講座・財政指標をみる；(公財)地方自治総合研究所研究員、熊田博史 | 発達障害への理解と支援；宇都宮大学大学院准教授、司城紀代美 |
| 11/21 | 地方自治ふくおか 第63号 | 福岡県地方自治研究所 | 2017年8/31 | 空き家活用等による町並み保存と再生；朝よかネット取締役、山田龍雄 | 空き家問題と自治体の対応；北九州市立大学・森祐亮 | 社会適応訓練事業を活用しての地域での試み；那覇ふれあいセンター元所長、永山盛秀 |